

中国法書選

4

乙瑛碑

後漢

三玄社

中国法書選 4

乙瑛碑

後漢

二玄社

司徒臣雄司空臣戒稽首言。魯前相瑛
 司空臣戒稽首言。魯前相瑛
 司空臣戒稽首言。魯前相瑛

司徒の臣雄 司空の臣戒 稽首して言す。魯の前相の瑛が書に言ふ。



書言。詔書崇聖道。勸學。孔子作春秋。



制孝經。刪述五經。演易繫辭。經緯天地。
 孝經を制す。五經を刪述し、易の繫辭を演ぶ。天地を經緯し、



幽讚神明。故特立廟。褻成侯四時來祠。
 神明を幽讚す。故に特に廟を立て、褻成侯は四時に來たりて祠り、



事已即去。廟有禮器。無常人掌領。請置。
 事已即去。廟有禮器。無常人掌領。請置。
 事已即去。廟有禮器。無常人掌領。請置。



百石廩一人。典主守廟。春秋饗禮。財
 百石廩一人を(置き)、守廟を典主せしめ、春秋に饗禮するに、財は



出王家錢。給犬酒直。須報。謹問大常。祠
 王家の錢を出だし、犬酒の直を給せんことを。須らく報ずべし。謹みて太常に問うに、



曹掾馮牟史郭玄辭對。故事辟雍禮未
〔祠〕曹掾・馮牟史・郭玄辭對すらく、故事辟雍の礼未だ



行。祠先聖師。侍祠者。孔子子孫。大宰大
 行なわれず。先聖・師を祠るに、祠に侍る者は、孔子の子孫。太宰・太(祝令)



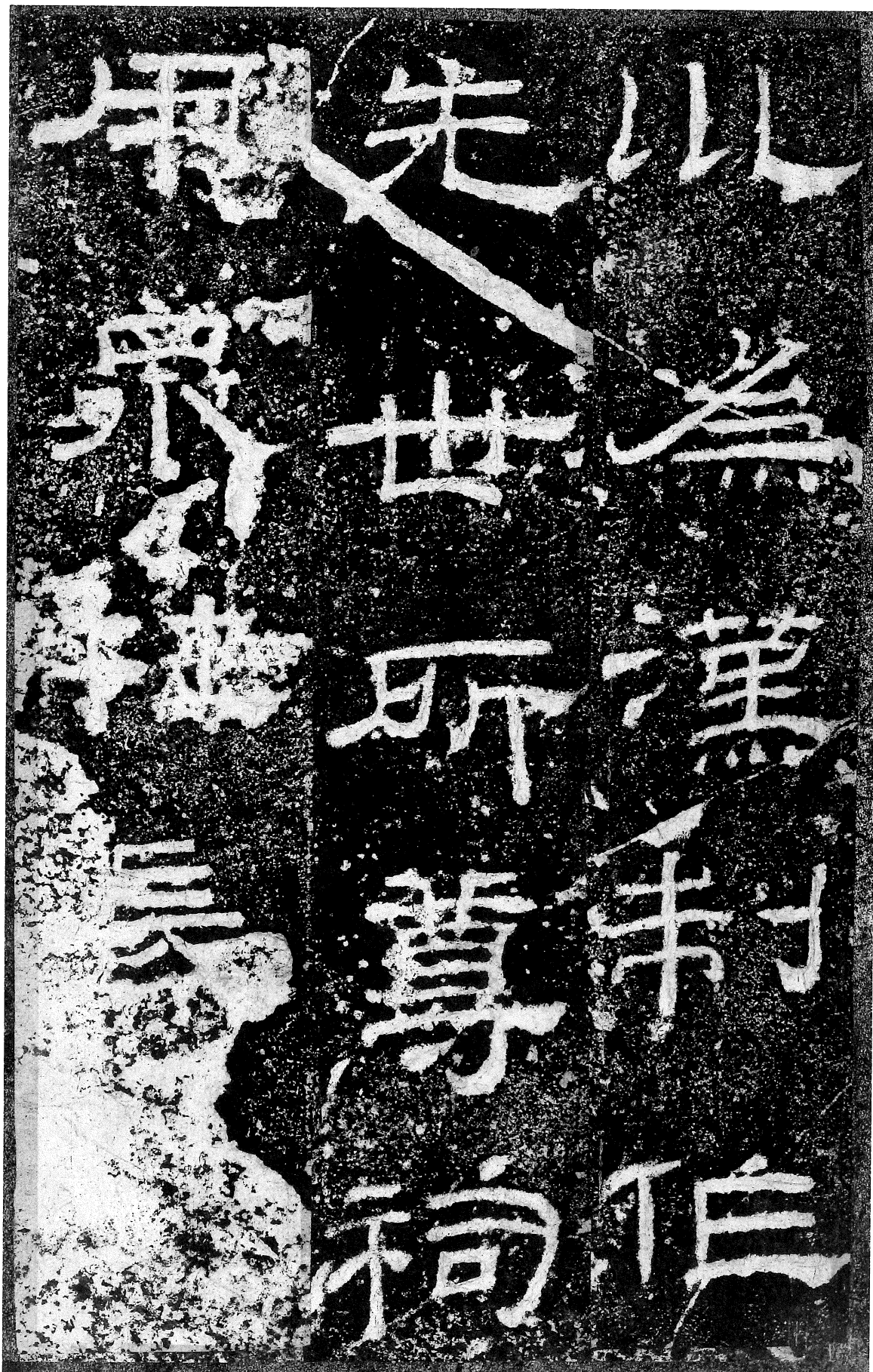
祝令各一人。皆備爵。大常丞監祠。河南
 各おの一人。皆な爵を備う。太常の丞は祠を監し、



尹河南牛一豕一雞一馬一犬一。大司農給米。
〔河南の尹は牛・羊・豕・雞・馬・犬各一を給し、大司農は米〔祠〕を給す。〕



祠。臣愚以為。如瑛言。孔子大聖。則象乾。
臣愚以為えらく、瑛の言の如しと。孔子は大聖にして、乾(坤)に則象し、



〰。爲漢制作。先世所尊。祠用衆陞。園園
漢の爲に制作す。先世の尊ぶ所なり。祠るに衆陞を用い、長吏は



備爵。今欲加寵子孫。敬恭明祠。傳于罔
 爵を備う。今 寵を子孫に加え、敬恭して明祀し、罔(極)に伝えんと欲せんこと、



極。可許。臣請魯囿為孔子廟置百石卒
 許す可し。臣請うらくは魯相は孔子廟の為に百石卒(史一人)を置き、



史一人。掌領禮器。出王家錢。給酒直。



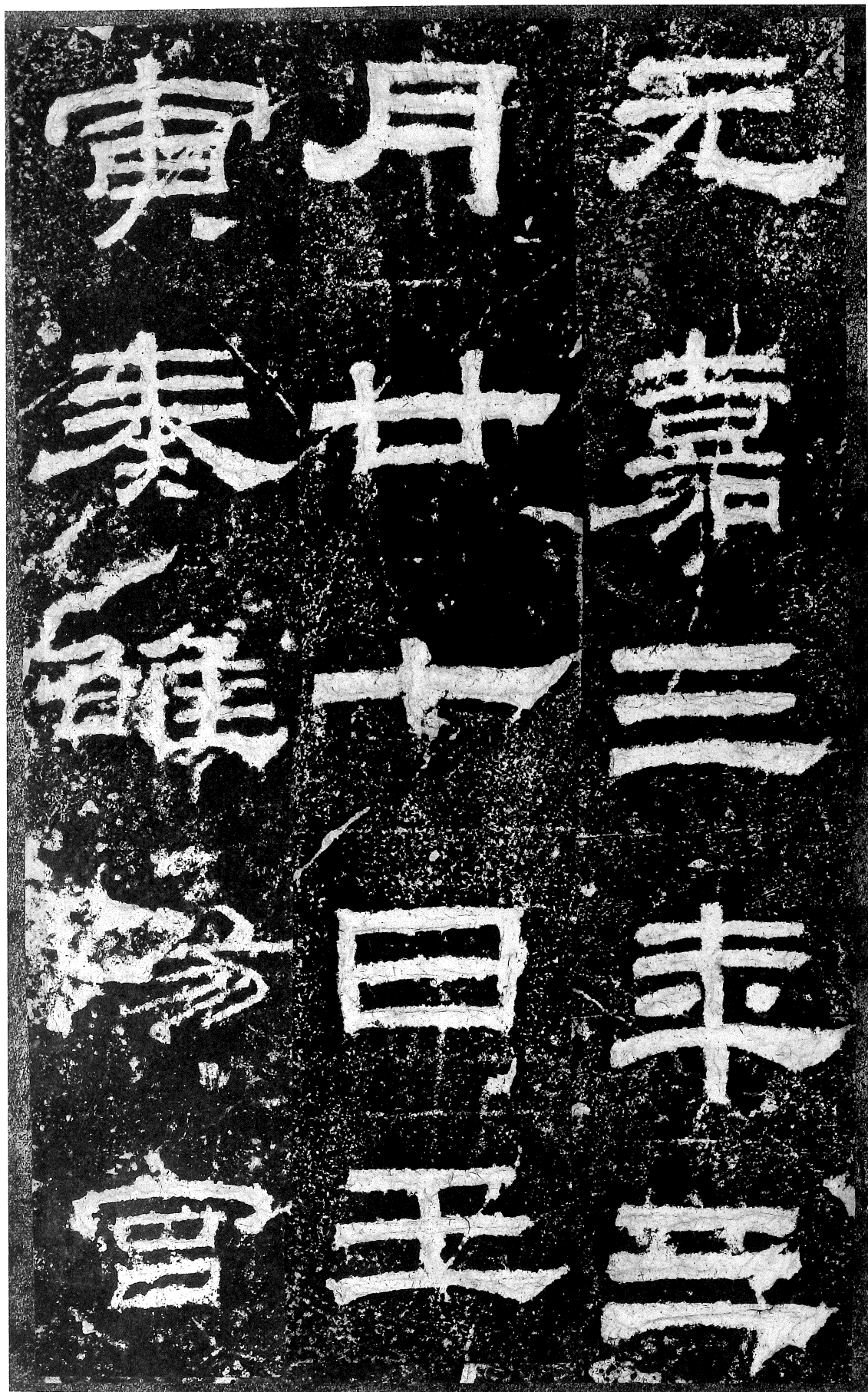
他如故事。臣雄臣戒。愚懃誠惶誠恐。頓首頓首の如くせんことを。臣雄臣戒、愚懃誠惶誠恐、



首頓首。死罪死罪。臣稽首以聞。
(頓)首頓首、死罪死罪。臣稽首して以て聞す。



制曰可。^{*}同德公河南原武閔隴季高。
 制して曰く可。^か元嘉三年三月二十七日壬寅、^{壬寅}雒陽宮に奏す。



*元嘉三年三月廿七日壬寅。奏維圖宮。
 *司徒公・河南原武の呉雄字は季高。



司空公蜀郡成都趙戒字意伯。元嘉三年
司空公・蜀郡成都の趙戒字は意伯。元嘉三年



年三月丙子朔廿七日壬寅。司徒雄司
 三月丙子朔二十七日壬寅。司徒雄



空戒下魯相。承書從事。下當用者。選其
 (司)空戒魯相に下す。書を承け事に従い、當に用うべき者に下せ。



匪卅四上。經通一藝。雜試通利能奉弘

(其の)年 四十以上、經は一藝に通ずるを(選び)、利に通じ能く(先聖の礼を)奉じ弘め、



先聖之禮。爲國所闢者。如詔書。書到言。
宗の歸する所と爲る者を雜試すること、詔書の如くせよ。書到らば言せ。



永興元年六月甲辰朔十八日辛酉。魯



相平行長史事下守長史。叩頭死罪。國
〔魯〕相の平 行長史事・下守長の擡、叩頭死罪、敢えて



言之。司徒司空府王寅詔書。爲
之を言い。司徒司空府の王寅詔書に、



孔子廟置百石卒史一人。掌主禮器。選
 孔子廟之(為)百石卒史一人を置き、礼器を掌主せしめるに、



年卅以上。經通一藝。雜試能奉弘先聖
 年四十以上、經は一藝に通するを(選び)、能く先聖(の礼)を奉じ弘め、



之禮。爲宗所歸者。平叩頭叩頭。死罪死
 宗の帰する所と爲る者を雜試せよとあり。平叩頭叩頭、死罪死〔罪〕、



罪。謹案文書。守文學掾魯孔憲。師孔憲。
 謹みて文書を案じ、守文學掾・魯の孔憲、師・孔憲、



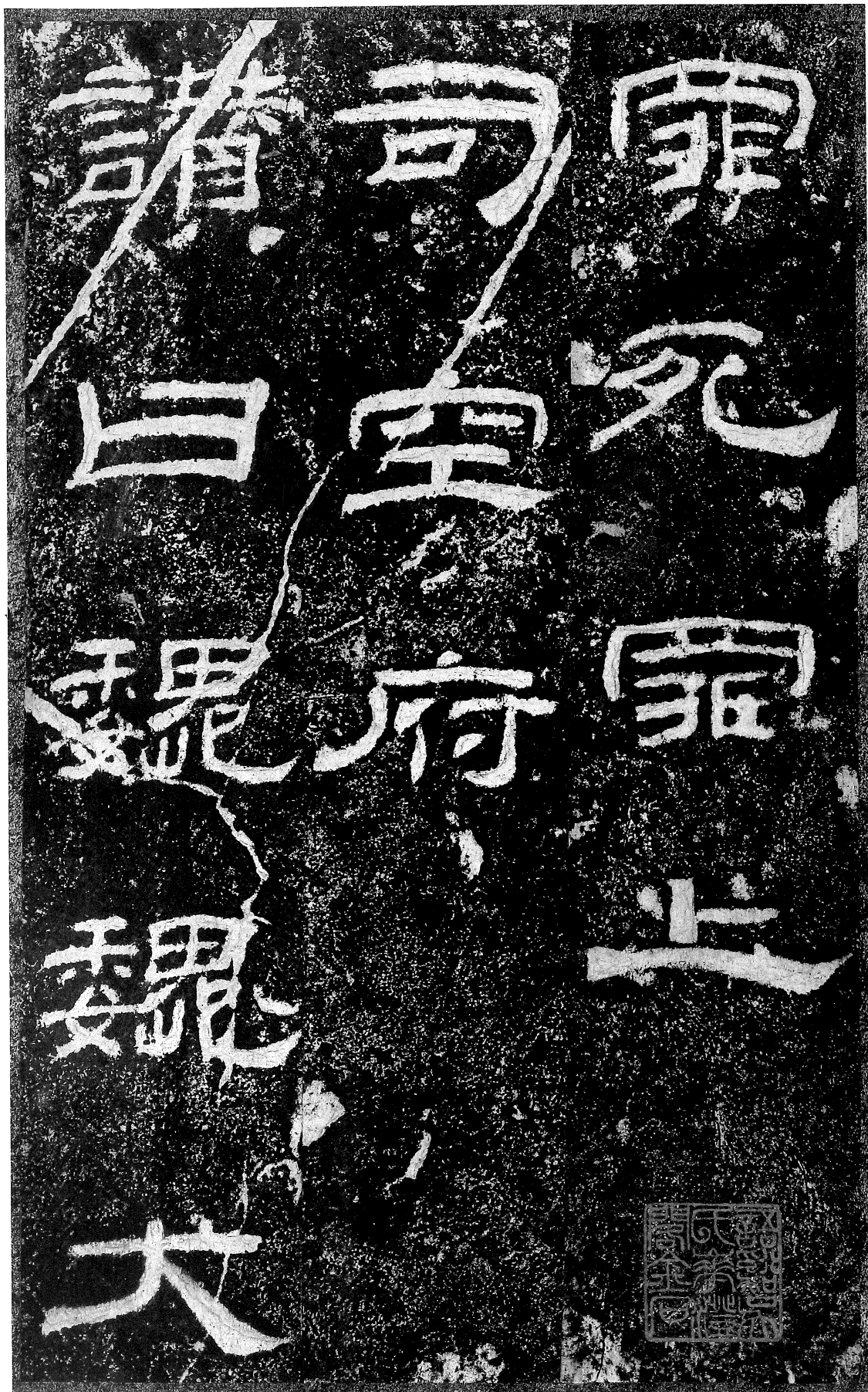
戶曹史孔寬等雜試。蘇脩春秋嚴氏。經



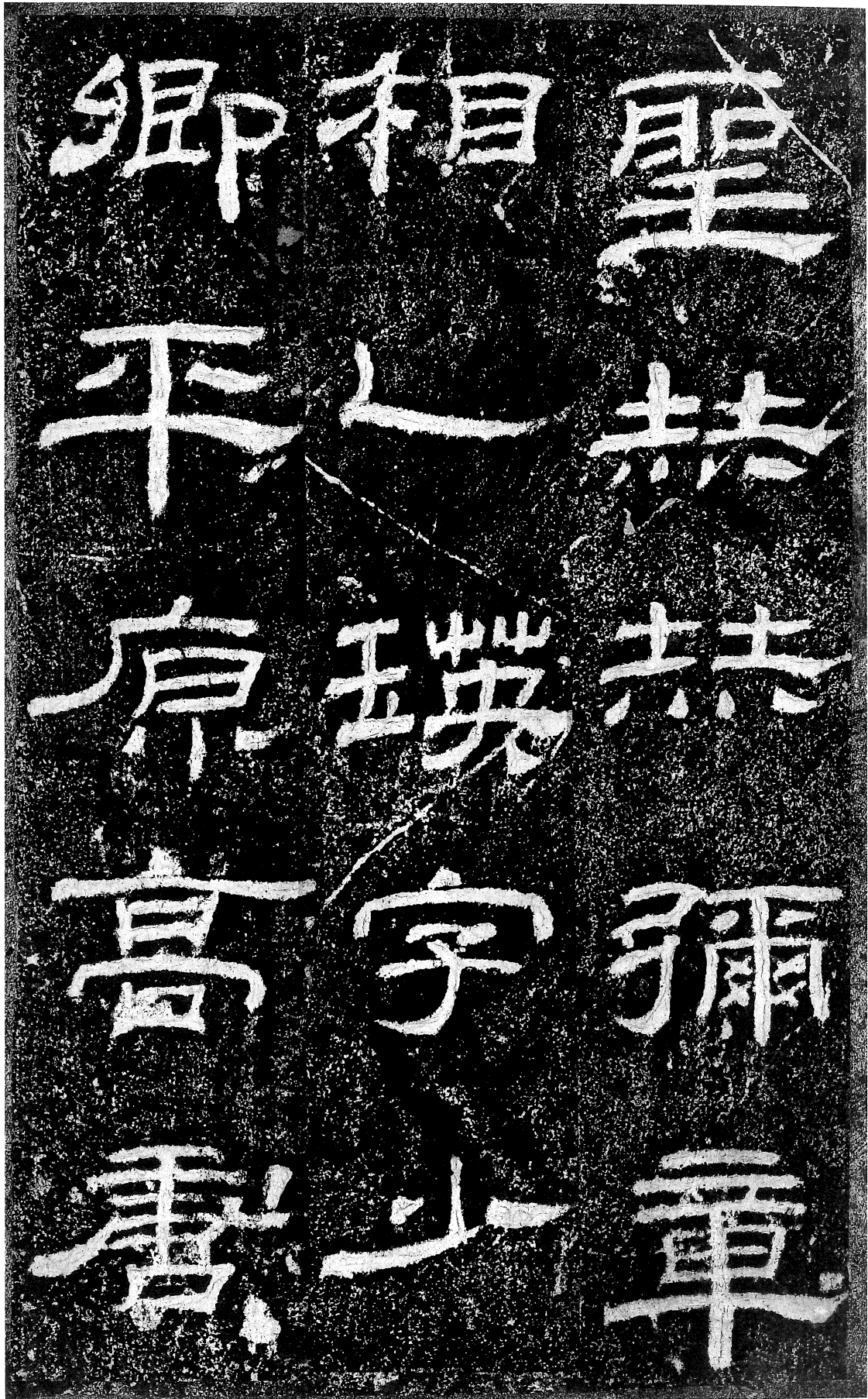
通高第。事親至孝。能奉先聖之禮。爲宗。
 通じて高第、親に事えて至孝、能く先聖の礼を奉じ、宗の〔属する所と〕爲る。



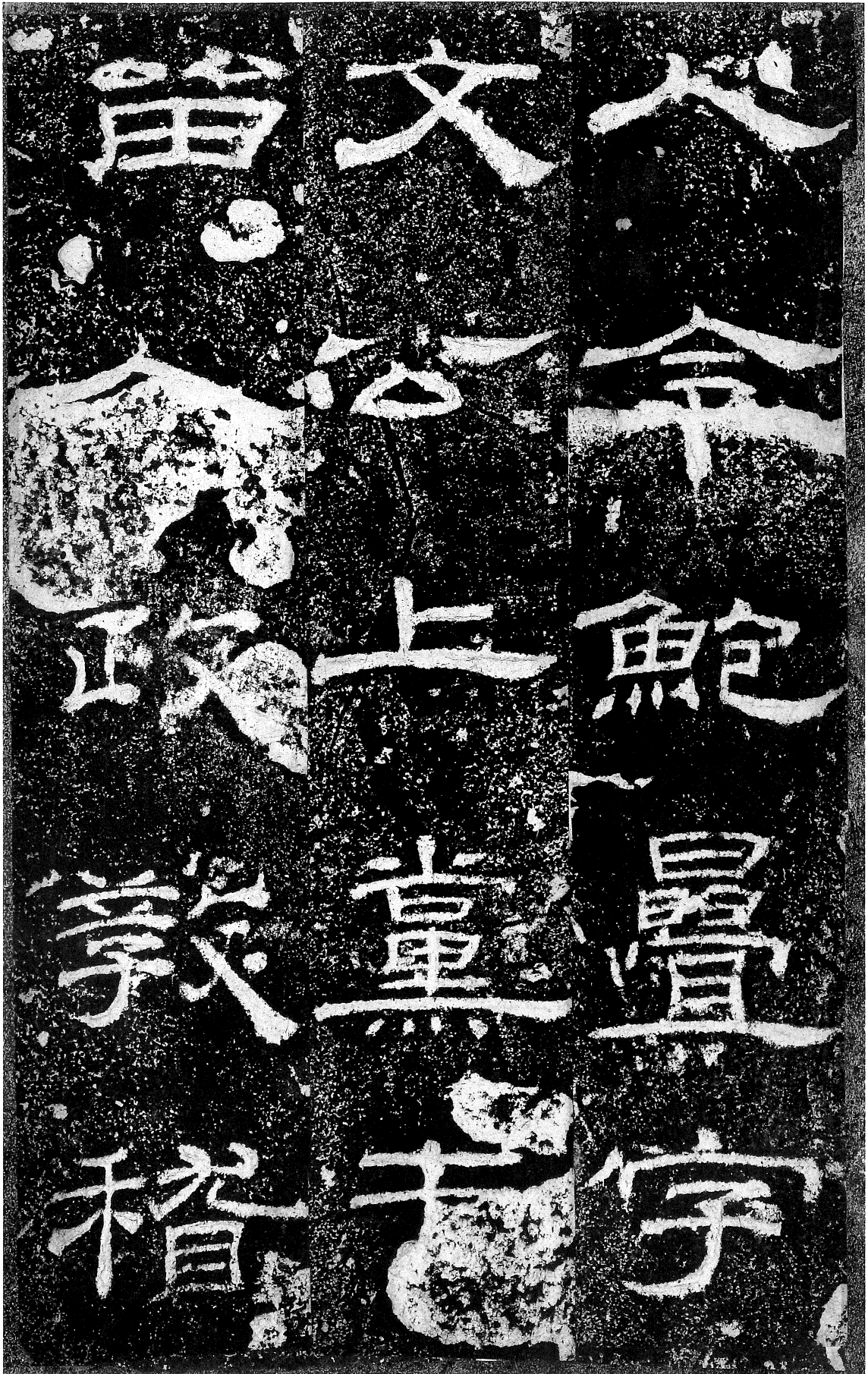
所歸。除餘。補名狀如隲。平惶恐叩頭。死



罪死罪。上司空府。
 讚曰。魏魏大
 〔死〕罪死罪。司空府に上す。
 讚に曰く。魏々たり大(聖)、



聖。赫赫彌章。相乙瑛字少卿。平原高唐
赫々として弥いよ章らかなり。相の乙瑛字は少卿、平原高唐の(人)。



人。令鮑疊字文公。上黨匭留人。政教稽
 令の鮑疊字は文公、上黨匭留の人。政教は〔古を〕稽え、



古。若重規。乙君察舉。守宅除吏。孔子
 規矩を重んずるが若し。乙君は察舉し、宅を守りて吏を除す。



十九世孫鮑。廉請置百石卒史一人。鮑
〔孔子〕十九世の孫鮑、百石卒史一人を置かんことを廉請す。



君造作百石吏舍。功垂无窮。於是始□。
 〔鮑〕君は百石の吏の舍を造作す。功は無窮に垂れ、是に於いて始□。

乙瑛碑は、後漢の元興元年（二五三）の立碑で、いまも山東省曲阜市の孔子廟内東廡「漢魏碑刻陳列室」（通称「孔廟碑林」）に、礼器碑、孔宙碑、史晨碑などとともに列置されている。

原石は二六〇×一二九cm。題額はない。碑文は一八行、行四〇字。もと全文で七六六字を入れたものであるが、碑陰には刻字をみない。この碑の呼称には、魯相置孔子廟卒史碑をはじめ、魯相乙瑛請置百石卒史孔龢碑、孔廟置守廟百石卒史碑など十数種あるが、乙瑛碑の略称でよく知られている。ただし乙瑛の頌徳碑ではなく、孔子廟に百石卒史（俸禄高百石の役人）を制置するにいたった経緯を、詔勅の全文を刻して後世に示したものである。

詔勅の中心部は、八行目に、一字分高くしかも重々しく書かれた「制曰可」（裁可された詔書を示す句）から、一六行目「上司空府」である。この前段には、乙瑛の具申で、司徒吳雄、司空趙戒が上奏した全文、後段には、詔書通達への結果を復命した魯相平の公文書などを添えたもので、後漢時代における官制のしくみの一端を知る石刻史料——居延簡にも具体例はある——としても、貴重である。

この書は、八分隸の一典型として、ことに清の乾隆・嘉慶期以後に重んぜられた。碩学の王澐や翁方綱は、変化の妙をそなえた礼器碑を漢隸第一の座に据えるが（中国法書ガイド(5)参照）、王澐は、謹嚴な史晨碑で隸書の基礎を正し、雄古なるこの乙瑛碑によって、隸法の拡充をはかるべきであると推賞している。乙瑛碑の書風は、間架結構にゆるみがなく重厚である。それでいて窮屈ではなく、大らかにかまえて充実している。

なお碑文末行の左に、楷書一行で「後漢鐘太尉書。宋嘉祐七年（一〇二六）、張稚圭按図題記」の款識を刻入している。すなわち、張稚圭なる者が図経によって、この碑が鍾繇の書であることをいうものである。ただし宋代以来の金石学者は、付会の説だとして斥けている。

拓の新旧については、王壯弘『増補校碑隨筆』、張彥生『善本碑帖錄』に詳しい。後者によれば、二玄社・原色法帖選本（北京故宮博物院蔵）は、明代中期の古拓で、質厚の趣をそなえているという。ただし、重い用墨に瑕疵がある。その点、梅鏐旧蔵の明末拓である本書は、字口や筆路がよくわかり、臨本としては恰好のテキストであろう。